

スタート

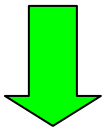
平成 23 年 1 月 1 日現在、
相模原市にお住まい
でしたか。

いいえ



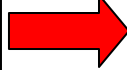
相模原市では市・県民税の申告をする必要はありません。
お住まいの市区町村へお問い合わせください。ただし、相模原市に住民登録はあるが、実際は相模原市以外に住んでいたために、他の市区町村に申告をしている人は、申告書の「課税される収入のなかった方」欄の「2. 平成 23 年 1 月 1 日現在、他の市区町村に居住していた」の欄に平成 23 年 1 月 1 日現在の実際の居住地を記入して相模原市に市・県民税の申告をしてください。

はい



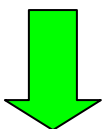
平成 22 年中に収入がありましたか。(雇用保険、遺族年金、障害者年金は非課税のため、収入に算入する必要はありません。)

いいえ



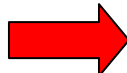
申告書の「課税される収入のなかった方」欄の 1~3 にあてはまる箇所に記入して市・県民税の申告をしてください。(相模原市在住の親族の扶養控除の対象となっている場合は、申告の必要はありません。)

はい



所得税の確定申告を
しますか。

いいえ



(1) 給与所得のみの人

前年中の所得が給与所得のみの方は次のフローチャートへ。

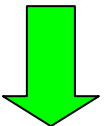
(2) 公的年金等に係る雑所得のみの人

前年中の所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、扶養控除・社会保険料控除・医療費控除などの所得控除を申告することにより税額が低くなる場合は、市・県民税の申告をしてください。

(3) 前年中の所得が、「(1) 給与所得のみの人」、「(2) 公的年金等に係る雑所得のみの人」以外は、市・県民税の申告をしてください。

(4) 前年中の所得が特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得がある人で申告不要と選択した場合でも、他の所得がない場合は、「課税される収入のなかった方」欄の「3. その他(上記以外の方は具体的な生活状況を記入してください)」欄に「県民税配当割(または株式等譲渡所得割)のみ」と記入して市・県民税の申告をしてください。

はい



市・県民税の申告をする
必要はありません。

前フローチャート内 (1) 前年中の所得が給与所得のみの人

スタート

